

全建事発第60号  
令和2年7月17日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
〔公印省略〕

令和2年7月豪雨による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年7月3日からの令和2年7月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、同法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなった旨、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文（建設業法上の特例措置等）
- ・ 同 上 （浄化槽法上の特例措置等）
- ・ 同 上 （建設リサイクル法上の特例措置等）

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp